

「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準（鳥取県）」の概要

令和 6 年 6 月 2 6 日

鳥取県救急搬送高度化推進協議会事務局

1 策定根拠

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 35 条の 5 第 1 項

（参考）消防法第 35 条の 5 第 1 項（抜粋）

第 35 条の 5 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第 2 条第 9 項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。

2 策定年月

平成 2 3 年 4 月

3 事務局

鳥取県危機管理部消防防災課及び福祉保健部健康医療局医療政策課

（参考）鳥取県行政組織規則（昭和 39 年鳥取県規則第 13 号）第 159 条（抜粋）

附属機関	庶務担当機関
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防防災課（健康医療局医療政策課が担当する事務を除く）
	健康医療局医療政策課（傷病者の受入れに関することに限る）

4 実施基準の構成

消防法第 35 条の 5 第 2 項各号	実施基準の項目	概要
第 1 号	傷病者の症状等に基づく <u>分類基準</u>	傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
第 2 号	分類基準に基づく <u>医療機関リスト</u>	分類基準に基づき分類された医療機関の区分ごとに、当該区分に該当する医療機関の名称を具体的に記載
第 3 号	<u>観察基準</u>	救急隊が傷病者の症状等（状況）を観察（確認）するための基準
第 4 号	医療機関 <u>選定基準</u>	救急隊が、傷病者の観察に基づき医療機関リストの中から搬送すべき医療機関を選定するための基準
第 5 号	<u>伝達基準</u>	救急隊が、搬送先として選定した医療機関に対して、傷病者の状況を伝達するための基準
第 6 号	<u>受入医療機関確保等基準</u>	傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項を定めたもの
第 7 号	<u>その他の事項</u>	その他、傷病者の搬送及び受入れの実施に関して、都道府県が必要と認める事項を定めるもの

5 過去の主な改定経緯

- 平成25年2月 分類基準、医療機関リスト、観察基準、その他事項を一部改定
- 平成29年3月 医療機関リストを一部改定
- 令和3年3月 観察基準を一部改定
- 令和5年4月 医療機関リストを一部改定
- 令和6年4月 医療機関リスト、受入医療機関確保等基準、その他の事項を一部改定

(参考) 消防法第35条の5 (抜粋)

- 第35条の5 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第2条第9項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。
- 2 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 傷病者の心身等の状況（以下この項において「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
 - 2 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
 - 3 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準
 - 4 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
 - 5 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
 - 6 前2号に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項
 - 7 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項
 - 3 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。
 - 4 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第35条の8第1項に規定する協議会（→鳥取県救急搬送高度化推進協議会）の意見を聴かななければならない。
 - 5 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、実施基準の変更について準用する。

(参考) 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について（平成21年10月27日付消防庁次長・厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

「第3 協議会」 － 「4 連絡調整」

実施基準を有効なものとして継続するためには、実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を検証し、適切に実施基準を見直すことが重要であり、少なくとも1年ごとに、消防機関及び医療機関の双方が有する情報をあわせて総合的に調査・分析を行い、必要があるときは実施基準の見直しを行うこと。